

香美市教育委員会定例会会議録

(令和4年1月21日)

招集年月日 令和4年1月14日(金)
招集場所 香美市本庁舎 3階 会議室2
会議の日時 令和4年1月21日(金) 午前9時
出席者 白川 景子 宮地 憲一 浜田 正彦 西 美紀 小松 清貴
欠席者 な し

説明のための会議出席者

教育次長	秋月 建樹
教育振興課長	公文 薫
生涯学習振興課長	黍原 美貴子
図書館長	門脇 真里
生涯学習振興課文化班長	宇根 由紀
生涯学習振興課スポーツ班長	影山 達也
教育振興課学校教育班長	一圓 まどか
教育振興課学校教育班	浜田 礼奈

職務のための会議出席者

会議録署名委員

浜田委員

傍聴人氏名

なし

(開会時刻 午前9時00分)

教育長

それでは、皆様おはようございます。ただ今から令和4年1月香美市教育委員会定例会を開催いたします。本日の委員会は全員出席をいただいておりますので、会が成立をしております。新年を迎えまして皆さん、こうして揃ってお目にかかるのは初めてかと思っておりますので、新年明けましておめでとうございます。どうぞ本年もよろしく願いいたします。今年は36年に一度の五黄の寅年と言って、もう方位も何にも関係ない、もっとも運気の強い1年だというふうにお年寄り達から聞かされておりました。まあ縁起の良い1年でございますので、皆様のお力添えをいただいて、一層の飛躍を遂げたいと思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、本日の議事録署名委員は浜田委員さんとなっておりますので、よろしくお願いをいたします。

まず最初に、前会議事録の承認についてでございますが、いかがでしょうか。

宮地委員

若干の訂正がありますので、修正をお願いします。

教育長

はい。それでは承認というところで、よろしくお願いしたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、私からの報告といたしまして、現在、新型コロナウイルス、オミクロン株の感染が香美市でも上がってきておまして、小中学校、それから保育園といったところでは、様々な行事を昨日から中止をしたり、延期をするという措置をそれぞれ各校、園で取っていただいております。生涯学習のほうにおきましては、施設等を閉館にするということは、県のほうも一番上のステージになってもしていませんので、現状では香美市におきましても、隣接の南門市や香南市と歩調も合わせて、そういった施設等の図書館や美術館、公民館の閉鎖ということは考えておりません。ただ、そこを活用していろいろな行事を行おうとしている団体は、やはり見合わせているということと、市主催の行事についても全て中止、若しくはもう書面にて報告、決議ということにいたしております。つきましては2月5日、大変楽しみにしておりました、よってたかって生涯学習フォーラムももう今回は中止ということになりまして、去年はじゃあ形も変えて実施も出来ましたが、今回はもう中止をするということで大変残念な状況になっております。まだしばらくはこういった様子が続くのではないかとこのことを懸念しております。まあ、小中学校、保育園共に感染症が、家族内感染が今多いんですけれども、陽性であったという報告は現在のところまだ聞いておりませんので、各園、学校共正常に運営が出来ておるといったような状況でございます。そういった中で本日お集りをいただきまして、大変ありがとうございます。

す。今日はよろしくお願いをいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。議案第1号、香美市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について、事務局より説明をお願いいたします。

議案第1号「香美市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について」

事務局 (議案説明)

教育長 事務局より説明がありましたけれども、この件に関して、ご質問、ご意見等お願いいたします。

浜田委員さん。

浜田委員 二、三ちょっと、質問します。

1つは、これは香北と物部を分館にするので、この条例に関して他の部分も直そうとしたわけですかね。

事務局 そもそも、この香北分館、物部分館、これ次の規則改正に出てきますけど、祝日、休日を開館とする規則の改正です。そこで条例を見た時に、まず図書館っていう名前、香美市立図書館っていうのが元々が、前を見ていただいたらお分かりのとおり、今名前が3つあって、香美市立図書館っていうのが本館の名前、まあ本館という呼び方は本当は無いんですけど、香美市立図書館というのが山田の図書館を指す、香美市立図書館香北分館、香美市立図書館物部分館、この3つを合わせて香美市立図書館って呼んでたんです。そこがとても複雑で、図書館って指すのは3つを指すんですけど、3つを香美市立図書館という名称で括っていた為、そこをきちんと分館というものを分けたところですよ。

浜田委員 それで、綺麗にこう整理をしようとして条例を提示されてるわけですけど、ちょっと気になる部分があって、例えば第3条の「法第7条の2の規定による」と、図書館法を条例の中で「法第何条にの規定による」というのは、条例として好ましいかどうかという部分はさておいて、「法第7条の2」というのは、文科大臣が基準を定めて公表するという条文なんですね、しかし基準は示されてない。つまり基準を定めます言うけども、その基準が何か不明。

それから、下の第4条の「法第3条」に関しても、これ以前の新旧対照表を見れば分かるんですけど、以前は6つまでしかないわけです。今は多分、この法第3条の部分は9つまでになってる。だから、そのまま法を使ったほうが簡単だからということやったと思うんです。ただ、努力義務になってるんですね、これ、法

律上も、努めなければならない。けどここ、うちの分は「行う」ということになっているので、大丈夫かな。以前の条例は努めるになってるわけですね、かつ法律も努めなければならないやけど、行うということになると、職員もそんなにいない中で、しなければならなくなってしまうと。法律上も図書館はピンからキリまであって、公共図書館、私立図書館というのは、小さな町村とかにある図書館やったら出来ないで努力義務にしてるんだと思うのですが、その辺も勘案して、「行う」という。

それから、本来言うたら、「第3条に定める」やなくて、「第3条の各号に定める」と、具体的に定めるのがいいのでは。

そのことが非常に気になったことと、附則も「この条例は、公布の日から施行する。」、こういう書き方もあるんですけど、本来なら年月日をちゃんと、「何年何月何日から施行する。」、それが無い場合については附則の括弧の中に、「何年何月の議案第何号」とか言うて、日を特定して、あとの附則がなっていくのが普通なんですけど、その辺がこう、総務課の法制係と整合性を取ってやったのかというのがちょっと不安になります。

それと、更に言うと、もう本来言うたら、この新しい図書館の為にあるなら、法律改正も第7条の関係は、ずっと改正してきて第7条の4まであるわけですよ。図書館の運営の評価や学校とか地域との連携と情報の提供というのが法律上も入ってきてるけど、今度新しく造る図書館というのは、法律の第7条の4の精神を、非常に大切にする図書館であってもらいたいというものがあって、条例にそれをちゃんと入れてもらいたいなど、もし図書館法に基づいてこの条例を改正するなら。そういう思いがあるんですけど。

事務局

よろしいですか。

まず第3条、1から9までありますが、全て新図書館に必要とされていることです。まずこれは、どれかを選んで行うのではなくて、全て行わなければならないと私は考えています。全部を実行する。

浜田委員

だから構わないけども、教育委員会として行うのは普通なんですよ、けど出来ない場合もあるので、以前は努める。

事務局

以前努めるとなると、まずこの第3条で書かれてなかったところというのが4項目ありました。

浜田委員

4項目ね、それで1から9まであるけど、実際はこれも法律改正されて段々増えていったと思うんですけど、それと同時に、自分達で出来る部分と出来ない部分

を以前の条例はその中で選んで、最後の項目で図書館に必要なものというふう
に逃げてる部分もありますよね。

事務局 以前その入れれてなかったものは、1つ目がまず、相互貸借を行うことというの
が入ってなかったんですけど、これは実際やっています。やっててこれは必ず必要
なこと、であってこれは入れるというふうに。

浜田委員 いや、それは分かるんです。だから、法律は1から9まで、ちゃんと各号に書いて
るわけじゃないですか。9の変えようとする条例は6つ、実際は個別のことや
ったら5つやったと思うんですけど、新旧対照表のところ、その他図書館活動
に必要なことを除けば5つですよ。ほんで法律は9つに対して書いてるわけ
ですよ。無いのは分かるのでその辺はいいんですけど、ほんで努めなければなら
ないという法律と、行くと、それからさっき言うたように、基準の部分も文科大
臣が定めて基準を公表しなければならないという条文なので、それをそのまま
「規定によるもの」言うてやっても、その基準がその分じゃまだ明らかじゃない
ので。

条例改正の趣旨はよく分かるんですけど、もしこれが条例ということになると、
教育委員会として、こういう形のを徹底したのかと言われると、ちょっと違
和感があったのでつい調べました。条文の中の法律を列挙して、こういうやり方
というのは、正確性を、図書館法に基づいた法律に基づいて、その項目を取っ
てくるということは、大事にする場合、1つのやり方としてはいいんですけど、こ
の条例を一般の市民が見た時に、法律規則まで返らないかんといいのか、それと
もこう個別に見て、ああこういうこと書いてるんだなこの条例はと、どっちが良
いのかという議論はあるので、確認をしている訳です。

事務局 図書館設置条例というのは、いろんな市町村によって様々で…

浜田委員 そうでしょうね。

事務局 住所だけを定めたシンプルなものもあります。で、詳しくこうやって書いたも
の、ちなみにこの「法第7条の2規定によるものとする。」っていう書き方は、
高知市の条例を同じです。

浜田委員 これ同じなんだ。

事務局 はい、同じです。高知市の担当とも話をして、今回参考と言うたらあれですけ

ど、書き方が間違いではないと思います。

浜田委員 基準は、そしたら国に準拠する、文科大臣が定めた基準に準拠するなど…

事務局 ちなみに高知市が第4条、「図書館の設置及び運営の基準は、法第7条の2の規定による。」になります。

浜田委員 と書いてる。

事務局 はい。
第4条も同じですね、「図書館は、法第3条に定める図書館奉仕を行う。」、これも高知市もこの条例です。

教育長 その高知市の条例はいつから。

事務局 最後に改正された平成31年4月1日です。

教育長 平成30年？

事務局 平成31年4月1日に最後の改正が行われてます。最初は昭和24年からです。

教育長 確かに調べないと分からないというところがありますね。
今回ちょっと図書館法がどう変わって、1回1回変わっても変えなくてもよいよいというところはあると思う。どうなのでしょうかね。

浜田委員 それは県も同じ？

事務局 県は県でまた違う。高知市と県は…

浜田委員 いや、結果的にオーテピアやないですか。

事務局 オーテピアでも運営主体は違うので…

浜田委員 まあそうか、他にも図書館あるんですよね。

事務局 分館は持ってます。

- 浜田委員 分館があるから、やけど。
そしたら、基準はそしたら別のところに謳うておかんといかん。結果的に文科大臣がこういう基準を定めて公表するということになってるんだと思う。そしたらその基準というのは何ですかと言うた時に、条例を受けて規則とかその他で、別のもんで基準というものがあるのかどうか。
だって、基準言うたら何ですかって言ったって答えれないので、すぐ。
- 事務局 基準というのが第7条にあって、それはまた別で、第7条の2から補正して、図書館の設置及び運営上望ましい基準というのが公表されています。
- 浜田委員 例えば、あとの規則まで省略してるか分からないけれども、全部載ってるわけやないから、そこに基準として、例えば条例の第何条を受けて基準というのを設けてるわけ。
- 教育長 これは、今この議案を提出しているのは…
- 事務局 主は次の規則改正に繋がって、分館の開館、休館日を変えるために一旦条例を整理しなければ、分館の休館は変えれないというところが出てきたので、この条例改正が必要となりました。
- 教育長 ということは…
- 事務局 その時に、その分館のことだけで、名称の位置付けだけをするのは条例でも出来ますけど、もう一緒に整理、今まで書かれていなかったところも新図書館に向けて書くべきことをもう整理をしたところです。
- 教育長 そこはいいんですよ。
- 浜田委員 多分そこは、今まで余り改正されてないので、現実に合っていない。こんなところが抜けてるからついでに直そうと、その趣旨は理解できるし、そうしてもらいたい。けども、うーん、一応これ、条例いうのは市民に対して、市民の行動も制限していくものなので、やっぱり明確になってなくちゃいけないものです。それから、新しい図書館が出来る時に、その図書館の企画、活動ですよ、設立の趣旨にちゃんと沿った条例、規則になっていく。直すがやったらですよ。

事務局 条例とか規則にあんまり書き切ったら、なかなか動きが取りづらくてこういう書き方をしてるんじゃないかなと、そこから先の図書館の方針であるとか、サービス計画であるとかそういったものを作ってますので。

浜田委員 いや、少なくとも例えば、さっき言ったように法律第7条の4が関係機関との連携、情報の提供、第7条の3が、図書館の評価。評価の実施に対してはいろいろ言われていますが、本来市民に対してはしなくてはいけない事項だとは思いません。
第7条の4というのは、図書館内だけで完結するのではなくて、学校とか地域とか、そういうところと一緒に連携してやってくださいよというような条文になってると思うんです。

事務局 これまでの条例も、第7条の3とか4にはこれって…

浜田委員 ありましたかね。

事務局 全く触れてなかったみたいですね。

浜田委員 無いですよ。それは昔の条例はあまり勘案してないと思うので。

事務局 それを今回、その追加で入れた形です。

浜田委員 だから、どうせ改正するなら、そうしてもらいたかったなという部分もあるし、現状の整理としては、やろうとしていることはよく分かります。実際にやってももらいたいです。けども、一応書いていることに対して、これ条例とか規則なので、そこをちゃんと整理してやっていかないとと思ったんですね。

事務局 条例にまずここまで書くかどうかというところも、図書館が評価する…

浜田委員 いや、何故かと言うと、条例に書くか書かんかは別にして、法律には書いているわけですよ。その上の、第7条の3で、法律の第7条の4で書いているわけですね。それを受けて、条例言うか県とか市町村は、どういうふうに条例を定めてやっていくかということだけなので、書くとか書かんとかやなくて。

事務局 第7条の3と4も、努めなければならないという。

- 浜田委員 だからそう、努めなければならないやけど、だから、1つはこの行うというのをどこまで議論したのかという、努めなければならないということは、法律もそこまでよう言わないわけですよ、あとはもう地方自治体にお任せしますので、その精神を受け継いでやってくださいねというて書いてるので、法律は。
- 事務局 法第3条の図書館奉仕を行うは、第3条に書かれてる9項目は、先にも言いましたけど努める努力目標じゃなくて、図書館としては行わなければならない項目であると、私は1から10まで全て考えております。
- 浜田委員 それはみんな、それは当たり前のことなんです。けども…
- 事務局 ここを努めるとかやったら、やれてなくても、じゃあいいんじゃないかっていうところになるんじゃないかと。
- 浜田委員 いや、だから門脇さん1人が、館長やから言うてあれするんやなくて、皆さんでちゃんとそのことを理解して、議論しましたかということが私は大事なんです。1人の人間が決めてしまっとうやと、やなくて…
- 事務局 1人で決めたわけではないです。
- 浜田委員 ないけど、ごく知ってる人間が、言い過ぎたらごめんなさい。まあ、その辺も含めて、図書館の問題ですが、教育委員会全体の問題なので、これは。
- 生涯学習振興課長 近隣の見よって、南国市も「行う」になってるし、そんなに。
- 事務局 「行う」と書いたことによって、図書館がじゃあ凄く苦しくなるかってところを心配していただいているところですか？
- 浜田委員 まあ実際、開館時間も短くして、思ったより6時までとかいうふうになってる部分、制限されてるとの関係があるので、そういうこと考えると、うん、頑張るといふ気持ちは大切ですけど。
- 事務局 何回も言いますがけど1から9は、ほんとに図書館の運営上全て必要なことであって、どれが欠けてもいけない項目だと思います。全部努力目標とかじゃなくて、全部を行ってこそ、通常の図書館で必ずやらなければならない項目…

浜田委員 それは理解しています。私も、濃淡はあっても当然のこと。

教育長 浜田委員さんがおっしゃっているのは、条文の中に書かれている努力義務というのは、もう一段階行ってくださいねっていう通告と言うか、そういう形のもって幾つかあるんですけども、努力義務というのは、絶対に行わなくてはいけないことですよという書き振りとちょっと違うわけで、それをその、行っただけでも、努力義務と国がしているところを行うと書き切るよりも、努めるのほうは法にも合ってるし、運営上もいいんじゃないろうか、もうちょっと融通が利くんじゃないですかと、こういうことだとは思いますが。やるやらないの意図とかそういうことではない、やるんですけど、多分これよりまだたくさんやってくさるだろうということは、勿論想像に難くないところなんですけれども、ここに条文として書く際に、その努力義務というところを受ければというところが1つありますね。

あと、大きく1点目は第7条の2の規定というのが、この条文を見た時に、一般の市民の人にすぐに分かるのだろうか、便利は便利なんですけれども、明確かと言うと少し、あやふやなところがある。

2点目が、今言った教育義務のところ、現在は9つの項目があって、それは努力義務なので、国のほうは努力義務としていて、香美市はもう言われてる義務以上のことはやろうというところでやって、覚えてはいるけれども、努めるとしておいたのでは、努力義務を受けると努めるという表現のほうが良いのではないのでしょうかというところと。

大きな3つ目が、公布の日から施行するというのを、年月日をもう少し具体的に示したらどうでしょうかと、そういうところが今議論されていますけれども。

もう少し話し合いが必要かなと私思ったんですけど、ただ次のほら、次の休館日とか…

浜田委員 あるからね。

教育長 次の休館日とか決めないかんで、さあどうしようと思って私もちょっと迷っているところではある。次の定例会になると一月こけるので。

浜田委員 まあ、他の市町村が行うとか、第3条の基準は非常に私は、なんらかの形で、条例の下の部分でちゃんと明確にしていくような形を取ってもらいたいがですよ。皆さんがどんな基準なのか、分からんまま作ってるんじゃないかと、そこはちょっと心配してますね。基準が分からんもんを条例に載せて、住民に基準はちゃ

んと作ってますって言うてもいかなですよ。それが1つ。
それと、行うは行うで当たり前のことなので図書館としては、それは行うで、まあ決意として、教育委員会がそうするというのであれば行うが良いと思います。
もう一つはさっき言うたように、法律第7条の4…

教育長 そうですね、これは。

浜田委員 これは入れてもらいたいですが、条例の中へどっかに。
新しく出来る図書館を、まあ今回やなくてもいいです、まだ11月までありますから、それまでに議論して、改めてまた上げてもらっても構いません。

事務局 ということは今回は、第4条の「行う」を「努める」に変えたほうが…

浜田委員 いやいや、もう行うは行うで、皆さんが良いなら行うで、多分出来るんだろう、図書館では一般的なことなので。

事務局 はい、今やってることです、全て。

浜田委員 程度はあるにしてもやってることなので、まあ他の市町村もそうしてやってる。自分達の決意なので、それは。注文としては、基準の分、こういう言い方で高知市等がやっているということやったらいいんですけど、その下の基準は何だと言うた時に、困らないような形でちゃんと定める、どっかでこの条例を受けて規則なりで基準を、国の基準があるんやったら国の基準の名前でもいいです、県の基準でもいいです、何でもいいけど分かるようにしてもらいたいということですね。
附則の部分も「公布の日から施行する。」になってますけど、本来もう分かりますよね、いつからやるというのは。

事務局 元々、令和4年4月1日から施行するという書き方で出してたんですけど、そこは法制の担当と話して、議会の最終日の、公布の日からという書き方で差し支えないということになりました。

浜田委員 どちらでもいいです。まあ公布に日にするというのが、香美市の規則と条例を見ても少ないので。

事務局 この書き方は無いということではなかったです。改めて…

浜田委員 あるんです。あるんですけど、さっき言うたように附則のところに括弧で、ちゃんと日付とか議案とかのあれをちゃんと明記してます。そうしないと日が分からないので公布の日じゃ、いつの議案か。だから凄い違和感があったんで、これ日が分からないんじゃないかと、次々附則が付いていくので後ろに。ほんで念のため、香美市の条例を見てもやっぱり両方あります。けど多くは日付を書いているので、公布の日からやったら、附則のそこへ括弧で、議案言うか何月何日第何号とか書いているので。

教育長 第7条の4を条例に入れたほうがいい。

浜田委員 済みません、時間取って。

教育長 いえいえ、大事なことですから。
そうすると、今浜田委員から出ている4点ですね、4点出ていることにつきまして、この条例を改正する趣旨ともう1点あった、そのところは承認されているというふうに思いますので、この書き振りについて、一定もう少し努力をしていただいて。

宮地委員 1つだけ済みません。
私勉強不足で申し訳ないですけど、いわゆる条例になってますよね、ですから図書館法の第10条と16条の規定が現行であるんですが、今度は案があって第10条だけになってますけど、これは別に法律改正になってこうなるといふことじゃないですかね。趣旨、第1条になってます。
国の条例の項目が10条と16条になってますが、新しい案では、10条だけになってるんですよ、だから法改正があったかどうか。

事務局 第16条というのが、図書館協議会の設置に関する法になってまして。

宮地委員 だから第16条を除けたということは、何か意味があって16条を除けたということですよ。

教育長 設置及び管理が入ってますね、現行のほう。けど、改正はもう設置のことだけになってる。

宮地委員 じゃあ、第16条は管理のことですか。

教育長 だから両方併せてということなんでしょうね、きっと。

宮地委員 まあ余り私も勉強不足で申し訳ないんですが、これ必要やったら入れたらいいし、必要が無ければ除くでもいいんですけど。

教育長 使用及び管理に関し必要な事項を定めるということになってるので、通常は管理…

宮地委員 管理のほうが無くなったと思います。

教育長 後ろに出てくるんでしょうね。

宮地委員 条例も全部見てみないと分かりません。

事務局 今回の条例の改正前の第3条、「図書館は教育委員会の管理とする。」、これは残してます。

教育長 ほんなら頭に無い、趣旨のところにあったほうがいいわね。

宮地委員 そうですね、第10条及び第16条っていうのがありますけど。

教育長 ここがなかなか定まらないと、次のに行けん。

事務局 図書館法第16条のことですね、法第16条。

宮地委員 それが無いのでね。

事務局 これ図書館協議会のことを書いた法律になります。図書館法の第16条というのは、管理とかではなくて。

宮地委員 だからそれはもう必要ないということですか。

事務局 いえ、必要ないということではなくて…

宮地委員 なくてねえ、図書館協議会も入ってますよね。

教育長 協議会も一定管理する…

宮地委員 ですから、それだったら、従来どおり第10条及び第16条の規定に基づきって
いうことになる、ではないかと思えますけど。

生涯学習振興課長 南国とは一緒になってますね、南国も第10条だけになってますね。

宮地委員 だからそこが私は分からないということです。

事務局 これなんか理由があって。
高知市も第10条だけなんです。

教育長 なんで除けたのかがね…

小松委員 この議案は、設置のことでは。

浜田委員 うん、それもそうですね。

事務局 そう、第16条が多分図書館協議会のことをこの設置条例の頭に持って来なく
てもいいんじゃないかという、あくまで設置条例なので、ここは他の市町村も除
けてるんじゃないかと思われます。

宮地委員 じゃあ、それであれば、その案であれば、それを謳い込まんといかんですよ。ね。
どういう理由でこれを除けるかということをきちんと。ただ、除けましたではや
っぱりいかんと思えますので。

教育長 うん、そうですね。

宮地委員 そこをきちんとしておかないといけないと思います。

教育長 提案理由のところに。

事務局 提案理由のところに、設置条例なので第16条は削除するという追加で…

教育長 協議会と管理とは関係ないので。

事務局 ないです。図書館協議会というのは、館長の諮問機関になります。

宮地委員 まあせっかく条例改正するんですから、やっぱりこの際全部見ていただいて、やっぱり不都合が無いようにしておかないといけませんので、やっぱりこの際整理したほうがえいと思いますね

事務局 整理して多分第16条を残しておいたら、不都合と言うたらあれですけど…

教育長 多分そのほら、理由が明確でないので…

宮地委員 それから、図書館法第16条は何て書いてあります。

生涯学習振興課長 図書館法第16条は、図書館協議会を設置しなくてはならないみたいなことも書いてますので。

宮地委員 ああ、そこで条例になっておるわけですね。

生涯学習振興課長 ですから、香美市の条例の中に図書館条例の中に図書館協議会について、ちゃんと書き切ってますので、そのことについてそこに書いているので、一番のところの第16条は要らなくなっちゃうがじゃないかなと。

宮地委員 ああ、なるほど。

事務局 今の第6条が図書館協議会の条文になってます。

宮地委員 いや、この際それで、もう除けるんやったら除けるってしたほうがいいと思います。やっぱりそういうのを全部整理したほうがえいと思います。
はい、私の意見はそれです。
先ほど浜田委員も言われましたけど、今新しい図書館も出来つつあるわけで、凄く市民の方も注目されていますから、この際やっぱり条例整備、規則整備をきちんとやって、新しい図書館運営が出来るように整備されたほうがいいと思いますね。

浜田委員 問題は、この1月の定例教育委員会に上げなくちゃならないんですよ、2月の議会に上げる為に、いう理解でよろしいですね。

事務局 3月議会です。2月から始まる…

浜田委員 その休館とかいろんな部分があるから、分館、そのこの部分との整合性の為に、この定例会に上げなくちゃならないということですよね。そうした場合に、いろいろ直すところも本来あるやろうけども、一応事務局としてはこれは通したいですよ。その場合に、私の勝手な言い方をすると、まあ通さなくちゃいけないだろうなというのを前提としながら、先ほど言われたような部分の議案を少し直していただいて承認したいなど、個人的には。

1つは、第16条は何故そうになっているかという部分はあるにしても、その部分はやっぱり触れなくちゃ、まあこの条例全体の趣旨やから、協議会のことも含めて上げてきたんだらうという部分があるにしても、この部分は除くということの文言は、なんか付けなくちゃいけないだろうなということ。

それから、今回のあれやないですけど、第3条の基準という部分については、皆さんの回答が明確でないという部分があるので、これはちゃんと明確にしてもらいたい、この条例やなくても、他で明確にしてもらいたいということですね。もう一つは、新しい図書館に向けて、新しい図書館を設置する趣旨、活動の部分に、地域とか学校との連携というのがありますので、その部分は今回やなくてもいいので、条例の中に謳っていただきたいです。設置の目的としてはあるんですけど、具体的に謳っていただきたい。

宮地委員 済みません。条例改正の場合、我々の承認は必要ないし、だから意見聴取ですので、だからそれぞれ浜田委員の意見、私の意見、言いましたので、だから言うたからってそれで無視するわけにもいかんし、だからそこはそこでやっぱり捉えて改正をするということになると思うんですが、承認案件ではないです。

教育長 そうですね、分かりました。今、浜田委員、それから宮地委員からもお話がございますように、承認案件ではないけれども、やはり教育委員会全体で共通理解が出来ていないということについて、もう少し加筆、修正等が必要な部分があるのではないかとこのところでもありますので、今後なお事務局のほうで再度協議をしていただいて…

浜田委員 一任します。

教育長 協議をしていただいて、共通理解が図れるという事務局の判断において、これを施行に向けて、議会に提出をするという流れで行いたいというふうに思いますが、それでよろしゅうございますか。

なお、整備を行う際につきましては、教育委員さんの皆さんからのアドバイスや、またご意見などもいただけたらというふうに思い、その機会も作りたと思っていますので、またご協力をお願いをいたします。

館長は大変ご足労と思いますけれども、議会に間に合うように頑張っていて、みんなで協力してやっていきますので、お願いをしたいと思います。

これはこれでそういう方向で行きますということによろしゅうございますか。

そうしましたら、議案第2号に移ります。

議案第2号、香美市立図書館運営規則の一部を改正する規則の制定について、事務局から説明をお願いします。

議案第2号「香美市立図書館運営規則の一部を改正する規則の制定について」

事務局 (議案説明)

浜田委員 確認事項を3つ。

1つは簡単なことです。第1条の趣旨のところの「香美市立図書館（分館を含む。以下「図書館」という。）」と書いてますけど、本来なら「以下「図書館」という」と手前で括弧を括るのが普通やと思うんです。何故「香美市立図書館及び分館（以下「図書館」という。）」にしなかったんです、1つは。あえて括弧の中に「分館を含む」にしたのかなあとあって、あんまり見かけない、あるかもしれないけど少ないですね。なんで、条例で図書館を謳って分館を謳ってるんだから、分館って言ってるんだから、「香美市立図書館及び分館」にすれば、普通の「(以下「図書館」という。)」で、あとは図書館しか規定されてないんだから、何故そうしなかったのかなというのが1点。

それから、新旧対照表の第14条、現状は現状に即したようにやりましたと、寄贈、寄付はこれ契約行為なのであくまでも、勝手に持って来て勝手にやるわけやないので、だから一定の書式に基づいて、まあ契約に替わるものに基づいて、何らかの行為で、確かに口頭でも契約が出来るがやけども、何らか書面に残してないといけないと思います。本来、後で問題があった時に困るんです。現状に即して改正しようとしていると思いますが、寄贈も寄付も契約行為なので、申出など書面でその辺が、館長の承認だけになってますよね、ただ持って来て、はい、いいですよ言う、それでいいのかなと。

下の部分で確かに、「寄贈者若しくは寄託者の要求」というのがあって、これはめんどくさいなと私も思います。

行政が作成する規則ですので、手続きの部分はやっぱりちゃんとしておかないと、後々なんか会った時に、相手に対してもちゃんと文章を渡すなりして、図書

館のほうで。

確かに寄贈、多くの方が本があれば寄贈出来ると思ってるけど、図書館の図書は、本にサインを書いたり線を引いたり、いろんなことをしてる図書は受け取らないですよ、普通。けど、多くの市民の方は分からないのでそんなことは。それともう一つ確認。確認は、前から大変忙しいのであれやけど、1つは午後6時まで、これへ非常にこだわってるわけですよ、図書館の建設検討に関わった人間としては、周りの状況も見て再検討してください。反面、休日、休館日、従来は振り替えでやってたのを今度は無くなりますよね、減ってるわけですよ。

事務局 本館ですか、本館は増えてますよ。

浜田委員 だから、本館は、労働日数的に大丈夫ですか。

事務局 本館は祝日がお休みになるので減りますけど、よく平日休館というルールを開館に変えますので、本館は開館日数は増えてます。

浜田委員 だから開館で働く日数が増えてますよねという、逆に言うと。

事務局 はい、そうですね、はい。

浜田委員 そこも心配してます。
片一方で開館時間を制限されて、片一方で開ける日数を増やして、そこは確認です、これは。周りの状況も調べてやってくださいよということは注文してたはずなのに。

事務局 年間で言えばですね…

浜田委員 まあ、手前の部分を先に整備しましょう。これは確認なので。

事務局 「香美市立図書館及び分館」という書き方のほうが…

浜田委員 まあ普通じゃないかなと。

事務局 ここは法制の担当に確認します。

浜田委員 ここへ「分館を含む」らいう括弧書き中、そしたら1回括弧を閉じて、また括弧

せないかん、個人的な感覚としては、みっともないと思うので。
それから、第14条の。

教育長 第14条は2/2ですね。
第1条中のこの鍵括弧、括弧が入ったりもしてありますが、それを「香美市立図書館及び分館」という表記のほうが…

浜田委員 まあ普通やないかなあとと思います。

教育長 分かりやすい。名称も変わるわけですので、そういうところで、というところ
です。これは持ち帰ってということ。

事務局 「所定の用紙に必要事項を記入し」をこのまま残す。

浜田委員 うーん、何らかの形でさっき言うたように、あくまでも図書館にとってはまあ迷
惑かどうかは知らんけど、行為としては契約行為なのでこれ。

事務局 これは、実際は寄贈を受けて、先ほどおっしゃられた書き込みが無いとか、全
てのページを全部チェックしてます。そこで受け入れをしないというところ出
てきまして、ここでも寄贈するっていう、まず一筆いただいても、図書館の資
料としない場合がほとんどです。

浜田委員 だから一応申し込み、その時点で最後までいいから、引き取る以上は申し込みを
受けて、勝手に持って来て館長が承認することやなくて、まあ普通、買い物
はしても領収書は出るでしょう、まあ申し込みやないけど、何らかの形でペー
パーには残ってるわけですよ。あくまでも契約行為ということをちゃんと念頭に
置いて。人の財産を市がいただくと、それを認めるという行為なので、図書、本
と言えどもね。

教育長 この第14条は、寄贈、若しくは寄託を受けますと決まってからの内容ですよ
ね。だから寄贈や寄託は、これはもう受けませんと、お返ししますという、もう
受け取りませんということであればもう全然契約は発生しないので、契約が発
生する場合には旧、元の今のように契約をきちんとしておいたほうが整うとい
うところではないかということ。

浜田委員 まあ普通なんですけど多分人が足りないの、そのまま持って来ていただいた

ら、多分図書館が受け取れんもん、内容的にもいろんな書き込みが無くても、図書館が要らんと思うたら、多分廃棄ないし、その辺にもらってくれる方がおいでたら、取っていってもらおうというようなやり方で、その辺を明確にして、そのことをそのままこの形にしないでくださいと。

教育長 これに載せたらということですね。

浜田委員 はい、行政が作る規則ですので、ちゃんとした形にしてくださいと、寄贈も契約行為ですから。

事務局 ということは、もう第14条はもう変えずに、今のままでということですね。はい、分かりました。

教育長 その前の作業がなかなか大変なんでしょうけど、その前の作業の時にもう図書館に残すものなのか、あるいは今、浜田委員…

事務局 難しいところは、返却ポストとかに「寄贈」って挟み込んで入れる方とか、そのままカウンターにはい、あげると言うて、それが毎回毎回、読んだきあげるとって同じ方が新しい本をくれるとか、その都度その都度、契約行為を発生させる。

浜田委員 いやだから、所定の申し込みでもいいわけよ、それは。寄贈いうのは片務契約で受け取るだけのことで、対価は払ってないんだから、ただ何らかの形でしてないと、いろんな方がおいでだと思いますので。

事務局 まあ、システムには寄贈を全部管理はしてます。紙でも残せという、相手方の采配と。

浜田委員 それは一方的に図書館側の問題であって。

事務局 くれる方の、必ずどこの誰という名前を…

教育長 そうよね。

事務局 図書館ってあんまりこう、利用情報と言うか、その思想が分かるので余り残していつてはないんですけど、実際そこもちょっと気になったので、その方のくれる本ていうのは、その方の思想が分かってくる。

- 浜田委員 いや、それは関係ない。思想とか。物ですから、本は物。物を行政側がいただくという行為がそこで発生してるので、そのことだけ考えて。
- 事務局 最終は寄贈、寄託を受けると決定した後でその方に何らかの書面をいただく、サインをいただくという。
- 浜田委員 それか、その手前のいただく時に書いていただいて、反対に文章をお渡ししておく。こういう場合は受け取りませんよと…
- 教育長 そうそう、そういうのが要る。
- 浜田委員 その場合に、確認しゆうですよ、どうしますかと、要らない場合は引き取りに来てくれますか、それともどうしますかというような、そういうような形の書面をちゃんと作って…
- 事務局 図書館寄贈規定というのを作ってて、もう受け取った後は図書館に一任という形で規定を作っています。
- 浜田委員 それはあくまでも、だから一任という文章を渡したらいいのです。それを文章を読みなさいってどっかへ書いちゅうから、そんな不親切なことはないですよ。それは図書館の一方的な甘えや高慢だったり。それを読まないといろんなことが出来ないかと言うと。
- 教育長 返却ポストに放り込まれても何も言えないというよりは、寄贈していただく、前にはこういうところで、これをお書き下さいねっていうのがあればいい、あったほうがもう万全というところではないでしょうかね。
- 浜田委員 もし返却ポストに放り込むところにそういうふうに書いてるなら、それはその1つやり方かもしれません。しかし持って来る人に対して、規定に書いてるからじゃいかんですよね。普通に考えて、自分が人から物をもってどうするかいう時に、ちゃんと説明等をしますよね。
- 事務局 その都度説明はしてますね。寄贈規定をホームページにアップもしてますので、ご理解をいただいているかとは思っているんですけど、おっしゃられたとおり第14条の「所定の用紙に必要事項を記入し、」はそのまま残すようにいたします。

浜田委員　これはねえ、あくまでも契約行為だから、寄付という。

事務局　元々ですね、寄贈は今いただいていない、整理が逆に大変になってしまうので、郷土資料に関しては積極的に寄贈はいただいています。大っぴらに寄贈をお願いしますと謳っているのではないので…

浜田委員　いやいや、そうやなくて、私も寄贈しましたので、まあそうなるんだろかなというのは分かってますし、はっきり言って寄贈というのは図書館にとっては大変な労力と時間があるんです。ただ少ないところにとっては、寄贈、買うお金が無い図書館は一杯あるわけで、そういうふう引き受けてやっているところもあります。だからいろんな形態があるわけよね。
図書館費が少ないところに益々寄贈を受けても、不用な図書や整理する時間がないんです。それもよく分かってるんです。けれども、行政の受ける行為としては、それを規則に定めきちんとしておかないといかんです。

事務局　おっしゃるとおり、もう残します。

浜田委員　はい。そう言ってるだけのことなので。

教育長　そうしますと、あと最初にご提示のございました文言、図書館の書き振りを少し整えていただくところと、議案2-3にございます「寄贈者若しくは寄託者の要求又は」につきましては、削るというところはもう削らずに、そのままにするというところで、あと開館時間のところ。

事務局　開館時間は、これ4月1日からの規則改正なのでここには書いてませんが、新図書館になれば、また規則改正のほうで議案を上げさせていただきます。これはあくまで今の図書館の開館時間です。

浜田委員　理解しました。

事務局　はい。ではそういう理解でよろしゅうございますか。

小松委員　提案理由の中で、資料とか新聞の整理を年末年始にやられて大変だと思いますけど、これ新聞50部って、どれだけの新聞を取ってるの？

事務局 今 7 誌取ってるんですけど、休館期間というのが年末年始 7 日ぐらいあれば、七×七で 49 部が届いている状態ですので、それを全て整理をしなくてはならない。毎日届くものなので、毎日の整理が必要なんですけど、休みが重なって次翌日出て来た時に、それを一遍にするとすれば物凄く時間がかかってしまうので、年末年始に出て来て作業をしています。

小松委員 はい、分かりました。

事務局 新図書館でまた受ける部数を増やせばその分増えてくるので、どうしても本とか雑誌とかと違って、新聞は毎日のものになるので、冊数は増えます。

教育長 はい、よろしゅうございますか。
それでは、議案第 2 号につきましては、先ほど確認させていただいたとおりでよろしゅうございますか。

「はい」という声あり

教育長 はい。ありがとうございます。では承認されました。
議案第 3 号に移りたいと思います。
議案第 3 号、香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について、事務局より説明をお願いいたします。

議案第 3 号「香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について」

事務局 (議案説明)

教育長 この議案は、委員の皆さんのご意見を聴取をするというところでございます。ご意見ございませんでしょうか。

浜田委員 提案理由の 2 行目、「第 6 条ただし書きにより、事業の趣旨等に鑑み、」、「なお、」の後ろに「事業の趣旨等に鑑み、」、条例云々で「第 6 条ただし書きにより、」指定いただけませんか。そういう趣旨ですよね、ただし書きは。

教育長 「事業の趣旨等に鑑み、第 6 条のただし書きにより、」。

宮地委員 はい、適切であると思います。

教育長

はい。それでは他にご意見が無いようでございますので。

それでは、議案第4号、香美市指定文化財（天然記念物）「オガタマの木」指定解除について、事務局より説明をお願いいたします。

議案第4号「香美市指定文化財（天然記念物）「オガタマの木」指定解除について」

事務局

（議案説明）

教育長

ご質問、ご意見等ございませんか。

立派なオガタマがあったんですね。こんな大きい幹あんまり見たことがないですけど。

承認でよろしゅうございますか。

「はい」という声あり

教育長

議案第4号は承認をされました。ありがとうございました。

引き続き、議案第5号、香美市地域交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、事務局より説明をお願いいたします。

議案第5号「香美市地域交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

事務局

（議案説明）

教育長

この件に関して、ご質問、ご意見ございませんか。

浜田委員

教育委員会の条例やないので。

1つは、交流施設に関して、どこをどう変えたのかというのは、他の管轄なので、教育委員会には意見聞く時は必要ないのかなというのは、料金も変わってますよね、これ、まず変わってる。本来は附則で香美市地域交流施設として、香美市平山体育館及び平山グラウンドを多目的体育施設として追加するという項目があれば、この後の附則2と、これ2も3も一応教育委員会通ってますよね、通ってなかったですか？

教育長 通ってない、今回初めて。

生涯学習振興課長 今回初めて。

浜田委員 今回初めてやったらそれぞれ議案が要るがやないが、教育委員会としての。ここの附則で全部やろうとしているがですかね。

事務局 そうですね、法制と協議した結果、このような形でということ。

生涯学習振興課長 こんな形は初めてなので、私たちもちょっと。

浜田委員 普通やったら、手前で教育委員会の管轄から除けますよという議案をやって、それで施設へ移すのが普通やと。

事務局 法制の係の考えとしましては、教育委員会を先に除けてしもうたら、行き場が無いまま除けてしまうようになるので、先に受け皿と言うか、同時進行でこのような形というような考えです。

浜田委員 けど、それは施行の日からであって、施行の日を一緒にしておけば全然問題ないはず。教育委員会が何日までにこの施設、まあ言うたら議会を通るまでは教育委員会にしておけばいいだけのことで、言っていることがよく分かりません。教育委員会で受けないものを、受けない言うたらおかしいけど、教育委員会の条例を附則で、他の条例で承認、意見を聴取する言うのもおかしいですよ。ちゃんと決めないかんですよ。そこは非常に疑問に思ったんです。附則の書き方も凄くくどいし、どこをどう変えたのかも1つも分からない。まあ、そういうふうになるということは知ってたから、予備知識があったから理解できたというだけで。

生涯学習振興課長 うちは、最初はそういうふうを除けるつもりでやろうとしよったがですけど、法制のほうからこういうなったので、これ一緒にやっついていいのかなと思って、こういう形で出してしまいました。

浜田委員 けど、それを、意見聴取ですよこれ。

教育長 これは承認じゃないね。

浜田委員 承認じゃないですよ。

事務局 承認じゃないね、意見聴取になります。

浜田委員 議案から外すのは。

生涯学習振興課長 分かりませんが。

浜田委員 いやいや、それぞれこうちゃんと議案として上げて、施行の日を設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定の日と同じにすれば、なんら問題ない。ちゃんと管轄のところに議案として受けるべきですよ、と私は思いますし、定住推進課のほうから意見を聴取されても、どこがどう、本来、まあ料金に関しては教育委員会の問題じゃないからもあるかもしれんけど、意見を聴くときはちゃんと付けるもんです。

教育長 これ教育委員会の管轄から外すということがまず前提に立つわけなので、やっぱり教育委員会のほうに議案として提出をしていただいて、承認をしますよというところからこれが発生してくるというふうに思いますので、再度議案で提出していただくということは出来ますかね。

浜田委員 いや、時間ない。

教育長 4月1日やったら間に合わん。

浜田委員 間に合わんですよね、議会やけんね。

生涯学習振興課長 議会はまだこの形で条例は出るので、この形じゃない形…

浜田委員 こういう、こんなめんどくさい附則を付けた形が出るの。

生涯学習振興課長 もうそれが法制の回答やったので、これが出る、この形で。

宮地委員 まあ附則のこの2を、教育委員会の条例で、2本立てで行けば一番分かりやすいですよ。

浜田委員 そうか、全部議案として上げないかなるか。けれどこの附則で処理する。普通は3つ上げてしまえば同じことやきね、こんな

めんどくさい、このような条例を定住推進課も残しとしないやろうし、もっとスムーズな綺麗な、かつ教育委員会は意見聴取ですよいう、まあこれでも構いませんけど、本来言うたらもっと、教育委員会としてはちゃんと議案としてかけないかんと言われましたと、当たり前のことですよ、財産管理してるんやから。

生涯学習振興課長 議会に行く前に…

教育次長 法制に伝えるように。

浜田委員 伝えて下さい。

教育長 これ意見聴取でしたけど、よろしゅうございます？
じゃあ意見聴取でしたけど、基本的なところですので。

浜田委員 そうそう。そしたら、うちはこれで認めるということですね。

生涯学習振興課長 いや、どうしたらいいんですかね、法制の…

浜田委員 だから普通なら議案は議案で上げて2つ除きますよと、ほんで向こうは向こうで作って、その上でもっと附則の部分を整理した形で、さっき言うたように、平山グラウンドと体育館は、備考でもえいけん、追加すると書いちゃったら、分かるでしょう、こんなめんどくさい。

生涯学習振興課長 さっき影山も言いよったがですけど、法制の考えがありますよね、なんか一遍に変えたほうがっていう。

浜田委員 けんど一遍に変えた言うけど、教育委員会としては無視されちゃうわけよねえ。

教育長 それはちょっとねえ、全てがこんなふうの流れで行ってもいいっていうことに。

浜田委員 だから権限は、定住推進課のほうに全てあるわけよ、これやったら。ほんで勝手に、教育委員会が決めんでもこうなってしまうて、意見聴取で。
まあ、あんまり言うてもいきませんが、手順的にも疑問があるしまあ余りにも不格好な条例改正だったので。

教育長 まあ法制の助言に従ってこんな文章になっているということでもありますけれど

も、再度教育委員会の位置づけというものをしっかり明確にして、持ちこたうのは教育委員会が持っていたわけですから、そこをやっぱりきちんとしておかないとおかしいというのは、全てのことに於いて共通することですので、申し入れをしていただくということによろしゅうございますか。

意見聴取ということは、これは定住推進課のほうが条例を作ったから、それ知っちょってねって言う平たく言うと、そういう感じには、いいですか。

事務局 そう思って定住推進課がメインで、これも勿論定住推進課のほうが用意してくださったものなので…

教育長 やっぱりその手前に言いましたね、譲渡というか、譲渡になりますからね。

宮地委員 だから意見としては、この附則2に於きます、香美市体育施設条例の一部を次のように改正する条例は教育委員会のほうでやるべきじゃないかという意見ですよ。それがまともながです。

教育長 では宮地委員がまとめてくださいましたので、今後同じことがないように、丁寧にやっていきたいと思っます。いろいろご配慮はいただいたと思っます。よろしくお願ひいたします。
それでは、議案第6号、通学区域（校区）外通学について、事務局から説明をお願ひします。

事務局 議案第6号「通学区域（校区）外通学について」

（議案第6号は非公開案件審議）

事務局 議案第7号「通学区域（校区）外通学について（新規）」

（議案第7号は非公開案件審議）

事務局 議案第8号「通学区域（校区）外通学について（更新）」

（議案第8号は非公開案件審議）

事務局 議案第9号「区域外就学について（更新）」

(議案9号は非公開案件審議)

教育長 それでは、次に報告に移りたいと思います。報告第1号、一時体験入学について、事務局より説明お願いいたします。

報告第1号「一時体験入学について」

事務局 (議案説明)

教育長 ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。
お母さんも一緒に帰って来てる？

事務局 はい、そうです。なんか凄く、子どもさんは楽しく通われてるということを親御さんのほうから、ご連絡をいただいています。

教育長 2月からはもう帰国される？

事務局 すぐ帰国されるかどうかというのはちょっと確認をようしてないんですけど、とりあえずは28日までというところで、ただ子どもさんはなんかもうちょっと居たかったっていう、おりたいという話をしてるということを言っていました。

教育長 なかなかコロナもあれやから、そんなに簡単に動けるのかなと思って、ちょっと心配しました。

報告でございました。

続きまして、追加議案に移ります。議案10号、香美市教育委員会人権広報委員会規則の一部を改正する規則の制定について、事務局より説明をお願いします。

議案第10号「香美市教育委員会人権広報委員会規則の一部を改正する規則の制定について」

事務局 (議案説明)

教育長 ご意見、ご質問ございませんでしょうか。
この公布の日っていうのは、実際に。

生涯学習振興課長 まあ早急にと、今日承認を受けたらもう今日からということで、もう2月早々に

この会がありますので、慌てて。

浜田委員 この際今後のことを、せつかく改正するのですから、オンラインとかの定めは。

生涯学習振興課長 そうですね、その話もこの会に出ておまして、ただ今いらっしゃる会員の方が、オンラインとなったら辞めるという話にもなったりもして、ちょっと昨日いろいろ、その会の中でも話があったようです。これを理由に辞められる方もいらっしゃる、オンラインにすればそれを理由に辞めたいという方も出てこられるみたいなので、とりあえずははい、出来ませんが、なかなかちょっとそれも。

宮地委員 持ち回りも大変ですよ、これね。委員のところへ行かないかんでしょう。

生涯学習振興課長 けど行けば、やるんじゃないかと思えますけど。

宮地委員 そりゃそうよねえ、これが嫌で辞める人が。

教育長 これ何人ぐらいおりましたかね、委員の皆さん。

生涯学習振興課長 8人です。

教育長 それではご承認いただきました。よろしいでしょうか。

「はい」という声あり

教育長 はい、ありがとうございます。
それでは、議案第11号、通学区域（校区）外通学についてについて、説明をお願いいたします。

事務局 議案第11号「通学区域（校区）外通学について」

（議案第11号は非公開案件審議）

事務局 議案第12号「通学区域（校区）外通学について（更新）」

（議案第12号は非公開案件審議）

事務局 議案第13号「区域外就学について」

(議案第13号は非公開案件審議)

教育長 それでは、議案第14号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、事務局より説明をお願いいたします。

議案第14号「香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

事務局 (議案説明)

教育長 この件に関しまして、ご質問、ご意見をお願いいたします。

浜田委員 1つだけいいですか。

提案理由のところに「現在存在しない非常勤特別職の削除」、これは附則の上へ書いてますよね。その次にふれあい交流センター健康推進委員、多分地域包括支援センター運営協議会委員に改めるんじゃないかと思うんですけど、次も地域密着型サービス運営委員会委員、「等」を付けて名称を変えてると思うんですけど、提案理由のところにそれが無いので、そこへ1つ名称の変更とか、入れていただけますか。

教育長 名称の変更が入ってないわけよね、提案理由に。

浜田委員 非常勤特別職の削除及び委員の名称変更とか、そういう言葉を。

教育長 「名称の変更、「その他委員」の明確化等を行う。」に変更するということで。他にご質問、ご意見はございませんか。それでは、承認ということでよろしゅうございますか。

「はい」という声あり

教育長 以上で、本日より予定をしておりました議案は、全て意見をいただき承認をいただきました。ありがとうございました。以上を持ちまして、1月の教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました

いました。

(閉会時刻：午前11時04分)